

新 介 第 1 2 1 号
令和 6 年 4 月 2 2 日

居宅サービス事業所の管理者 様
介護予防サービス事業所の管理者 様
居宅介護支援事業所の管理者 様
介護保険施設の管理者 様
地域密着型サービス事業所の管理者 様
地域密着型介護予防サービス事業所の管理者 様
介護予防訪問・通所介護相当サービス事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課長

令和 6 年度介護報酬改定（6 月施行分）に伴う介護給付費算定に係る
体制等届出について（通知）

この度、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）」等の公布に伴って、6 月施行分の介護給付費算定に係る体制等届出書類の改訂を行いました。

つきましては、改訂後の届出書類一式を新潟市ホームページ（下記参照）に掲載しましたので、介護報酬の算定状況に応じ、令和 6 年 6 月 1 日以降に適用となる体制等届出の提出が必要な場合は、下記のとおり適切に行ってください。

記

1 届出の対象となる事業所（施設）

別紙「令和 6 年度介護報酬改定に係る既存サービス事業所（施設）の届出の取扱い（令和 6 年 6 月）」により 6 月 1 日以降新たに届出が必要とされる事業所（施設）となります。

（全ての加算・減算、施設等区分など変更事項に該当しない場合や、新規取得しない場合は届出不要です。）

※「介護職員等処遇改善加算」の届出に変更があります。届出がない場合は「なし」とみなされますので必ず確認してください。

※「高齢者虐待防止措置実施の有無」等届出がない場合は「減算型」とみなす項目がありますので必ず確認してください。

2 提出期限

①【介護職員等処遇改善加算以外の届出】

通常の体制等届の提出期限まで【期限厳守】

※訪問看護の場合：6月1日適用→5月15日が締め切り

②【介護職員等処遇改善加算のみの届出】 ※計画書に添付して提出してください。

令和6年5月31日（金）まで【期限厳守】

3 提出方法・届出先

○ 郵送、直接持参又は電子メール／新潟市福祉部介護保険課指定係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（市役所本館1階）

メールアドレス：kaigo@city.niigata.lg.jp

※郵送の場合は締め切り必着です。

4 届出様式

下記より必要書類をダウンロードのうえ、改訂後の新たな様式で届出してください。

その際、直近の届出の各項目のチェック誤りが生じないようにご注意ください。

必ず「[介護給付費算定に係る体制等に関する届出書](#)」と「[介護給付費算定に係る体制等状況一覧表](#)」を合わせて提出してください。（添付書類が必要な場合は合わせて提出が必要です。）

①新潟市ホームページ掲載場所（施設・居宅サービス等） ▼

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=13639&keyWord=0&fromAction=7>

②新潟市ホームページ掲載場所（地域密着型サービス） ▼

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/procInfo.do?procCode=10942&keyWord=0&fromAction=7>

③新潟市ホームページ掲載場所（介護予防訪問・通所介護相当サービス） ▼

https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/jigyousya_yousiki/sougoujigyou/taisei_yobousoutou.html

5 体制等届の受付

①各加算等については、算定要件を十分理解した上で届出してください。実際に算定要件を満たしていなければ、届出が受理されていても加算を算定することはできません。

②提出された書類に不備がある場合には、補正等の連絡を行いますので速やかに対応してください。

6 留意事項

- ①今回掲載した体制等届は、6月1日に適用される改正内容を踏まえた様式です。
訪問看護等一部のサービスは、減算に係る届出項目があるため、必ず提出してください。
- ②6月1日から「介護職員等処遇改善加算」が改正されます。提出がない場合は「なし」とみなされますので、当該加算をすでに算定している事業所または新たに6月から加算を算定する事業所の全てが、原則提出が必要になります。
詳細は新潟市HPを確認してください。
- ③令和6年3月29日付でご案内した体制等届は令和6年4月・5月適用の届出を行う場合のみ使用してください。6月適用の届出からは今回の様式を使用してください。
- ④既存の加算で届出が不要な場合であっても、算定要件が変更（追加）されている場合がありますので、算定する際はご注意ください。
- ⑤新たな算定要件を満たしているか、十分にご確認のうえ、要件を満たしていない場合には加算の変更（体制等届）を行ってください。
- ⑥事後調査等で要件に合致しないにもかかわらず加算等を算定していた場合は、不当利得となるので返還が必要となります。
- ⑦同時一体的に行う予防サービスや介護予防訪問・通所介護相当サービスの届出漏れにご注意ください。
- ⑧添付書類は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の欄外に記載しています。
- ⑨新潟市HPに記載例と届出留意事項を掲載しています。必ず確認してください。

【体制等届に関する照会】

問い合わせが集中しますので、国の通知等をご確認の上、電子メール又はFAXにて照会してください。

【体制等届に関する照会先】

照会内容・担当係		照会方法
・添付書類の確認や記入方法など、改訂後の届出書類を整えるためのお問い合わせ	指定係	電子メール (kaigo@city.niigata.lg.jp) FAX (025-224-5531)
・新たな算定要件の確認や考え方についてのお問い合わせ	介護給付係	※送信表等の様式は問いませんが、 ①事業所名②担当者名③電話番号 ④質問の概要 を記載ください。

令和6年度介護報酬改定に係る既存サービス事業所（施設）の
届出の取扱い（令和6年6月）

【 新潟市 】

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護（短期利用型） 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」に変更	<p>既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>※原則、全事業所が計画書と合わせて届出が必要です。 ※詳細は市HP「令和6年度介護職員等処遇改善加算等について」を確認してください。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）		
2	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 55：介護医療院サービス 62：介護予防訪問入浴介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」 を廃止	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	26 : 介護予防短期入所療養介護 2B : 介護予防短期入所療養介護 35 : 介護予防特定施設入居者生活介護 76 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71 : 夜間対応型訪問介護 78 : 地域密着型通所介護 72 : 認知症対応型通所介護 73 : 小規模多機能型居宅介護 68 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 32 : 認知症対応型共同生活介護 38 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 36 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 28 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 54 : 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) 74 : 介護予防認知症対応型通所介護 75 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 69 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 39 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」「2：基準型」 を新設	<u>新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。</u> ※原則、全事業所届出が必要です。
4	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。
5	13：訪問看護 63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
7	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
8	14：訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注) 既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。
9	16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」 に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注) 既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算に係る 医師による説明」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
11	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「医療用麻薬持続注射療法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
12	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	「その他該当する体制等」欄の 「在宅中心静脈栄養法加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
13	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「5：大規模の事業所(I)(病院・診療所)」 「8：大規模の事業所(I)(介護老人保健施設)」 「B：大規模の事業所(I)(介護医療院)」 「6：大規模の事業所(II)(病院・診療所)」 「9：大規模の事業所(II)(介護老人保健施設)」 「C：大規模の事業所(II)(介護医療院)」	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		を廃止	
14	16：通所リハビリテーション	<p>「施設等の区分」欄の</p> <p>「D：大規模の事業所(病院・診療所)」</p> <p>「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」</p> <p>「F：大規模の事業所(介護医療院)」</p> <p>「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」</p> <p>「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」</p> <p>「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」</p> <p>を新設</p>	<p>「D：大規模の事業所(病院・診療所)」</p> <p>「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」</p> <p>「F：大規模の事業所(介護医療院)」</p> <p>「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」</p> <p>「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」</p> <p>「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</p>
15	16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1：減算型」</p> <p>「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。
16	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」</p> <p>を</p> <p>「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」</p> <p>に名称変更</p>	(注)要件の見直しを踏まえ、必要に応じて届け出を行うこと。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	63：介護予防訪問看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急時介護予防訪問看護加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。</p> <p>(注) 既存の届出内容が「1：なし」で、引き続き「1：なし」の場合を除き、すべての事業所が届け出を行うこと。</p>
18	66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」</p> <p>を廃止</p>	なし。
19	66：介護予防通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」を 「一体的サービス提供加算」</p> <p>に名称変更</p>	(注) 要件の見直しを踏まえ、必要に応じて届け出を行うこと。